

公の施設の指定管理者制度運用指針

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。そこで、平成16年1月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、このたび公の施設の指定管理者制度の運用についての指針をまとめた。

指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行う。

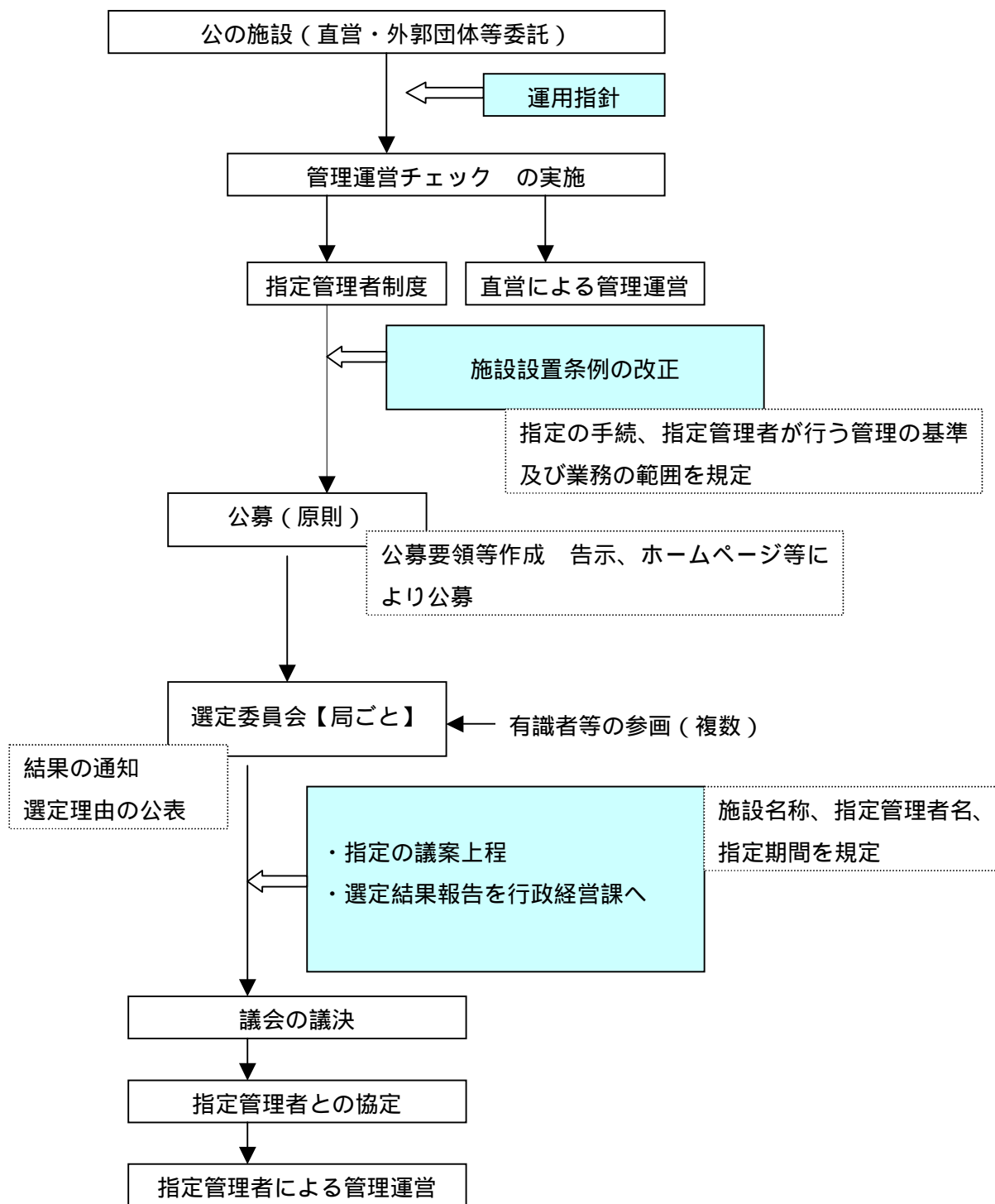
また、直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスの向上とコストの削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていく。

平成16年3月
神戸市行財政局

〔目次〕

- 1．全体の流れ図
- 2．公の施設の管理運営チェックについて
- 3．指定管理者（候補者）選定の手続
- 4．その他

1. 全体の流れ図



2. 公の施設の管理運営チェックについて

施設名【 】

現在の管理運営方式【直営、外郭団体委託、公共的団体等委託、その他】

直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、すべての公の施設について下記の項目をチェックする。

該当する項目数が多いほど、民間事業者等の管理運営の領域であると考えられる。

特に、下記の項目のうち、、、のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続を行う必要がある。

また、市の直営施設についても、これまで行財政改善懇談会が指摘している補完性の視点に立つとともに、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。

チェック項目	該当
民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	<input type="checkbox"/>
民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	<input type="checkbox"/>
利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	<input type="checkbox"/>
同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	<input type="checkbox"/>
施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	<input type="checkbox"/>
税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。	<input type="checkbox"/>

3. 指定管理者（候補者）の選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施し、次の手続を行う。

ただし、PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
行財政改善懇談会が指摘する地域人材の活用など合理的な理由がある場合
専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
はこの限りでない。なお、この場合は事前に行財政局と協議を行う。

(1) 施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・公募期間は、1か月程度とする。（ただし、事前に十分な情報提供を実施すること。）
- ・施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・公募施設について応募要領を作成し情報提供を行う。主な提供情報は以下のとおり。
施設名称・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、
指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、
説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制の有無、事業所税の有無等

(2) 指定管理者（候補者）選定委員会の設置運営

- ・指定管理者（候補者）選定委員会を所管局ごとに要綱に基づき設置する。
- ・選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。
- ・選定委員会には、複数の外部からの有識者等の参加を義務付ける。
- ・審議内容など委員会運営については非公開とする。
- ・選定後は、選定結果を応募者全員に通知し選定理由を公表する。
- ・選定委員会は、指定管理者の適用施設の利用者の満足度及び苦情についても調査する。
- ・選定にあたっては、住民の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して決定することとし、選定基準は委員会で定める。

(注意) 選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となる。

(3) 指定後の手続

- ・指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・指定期間は、PFI事業を除き、原則として4年とする。
- ・協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。(大規模施設の適切な保全のための方策は別途検討)

(4) 制度の円滑な導入に向けての積極的な情報提供

- ・市内での起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、市内の指定管理者対象施設の情報(施設の種類等)についてホームページ等により情報提供を行う。

4 その他

(1) モデル運用について

今後の円滑な制度導入に向けて、指定の手続等この指針を適用したモデル運用を16年度に実施する。

(2) 公の施設の管理運営を行っている外郭団体について

今後、外郭団体が運営している施設について、民間事業者等との競争関係に置かれることが予想される。そのためには、施設の管理コスト(本部経費等の区分化)などの明確化を図る必要がある。あわせて、外郭団体職員の処遇を含め、これまでのノウハウを生かしたさらなる経営改善(コスト削減・サービスの質の充実)を図る必要がある。

(3) 利用者減免取扱実態の明確化(のびのびパスポートなど)

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱などの実態を把握し明確化を図っていく必要がある。

(4) 障害者雇用

障害者の雇用を促進するため、指定管理者においても障害者雇用に努める。

(5) 公の施設の運用情報の一元管理・一括提供

今後、指定管理者制度の導入にあたって、行財政改善懇談会から指摘されている空き情報、利用料金など施設情報の一元管理及び一括提供を検討する。

(6) 直営施設への対応

現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理者制度の適用を検討していく。